

## 会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山城調査整備委員会

2. 開催日時 : 令和6年3月22日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで

3. 開催場所 : 犬山市役所 4階 401会議室

4. 出席した者の氏名

(1) 委員 麓和善、白水正、鈴木正貴、西形達明

(2) 執行機関 滝教育長、長谷川教育部長

歴史まちづくり課 加藤課長、渡邊課長補佐、河寄主査補、中野主事

(3) その他 助言者 公益財団法人犬山城白帝文庫理事長 成瀬淳子

愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室 山内良祐

支援業者 株式会社 都市景観設計

5. 報告事項

(1) 令和5年度犬山城関連主要事業の進捗状況について

6. 協議事項

(1) 石垣調査について

(2) 石垣応急修理について

(3) 大手門の復元について

(4) 史跡犬山城跡整備基本計画について

(5) 令和6年度 犬山城関連主要事業(案)について

7. 会議要旨

報告事項

(1) 令和5年度犬山城関連主要事業の進捗状況について

○令和5年度に実施した主要事業のうち、「犬山城樹木剪定・伐採」、「犬山城防災対策計画策定」の進捗状況について事務局から報告をした。

事務局：犬山城の樹木剪定・伐採については、電線や照明に影響がある天守北側の樹木8本と眺望に影響を与えていた本丸内の楠(夫婦楠)1本の合計9本の剪定を実施した。また、本丸内で石垣に影響のある1本、本丸・杉ノ丸の東側で石垣・眺望・植生に影響のある樹木9本、合計10本の伐採を実施した。

犬山城防災対策計画策定については、第1回委員会後に、所有団体に事業の進め方について説明し、ご理解いただいた。また、防災対策検討委員会の委員として、千田嘉博委員を追加で委嘱するとともに、成瀬理事長にオブザーバーとして参加いただくこととした。第2回犬山城調査整備委員会終了後に第1回犬山城防災対策検討委員会を開催し、犬山城防災対策計画の全体構成、天守の防災対策の現状と課題及び対策の基本方針について審議予定である。

委員：意見なし

## 協議事項

### (1) 石垣調査について

事務局：石垣調査は、令和5年度は本丸西側、南西側で調査を実施し、令和6年度は本丸西側と南側、縦ノ丸東側、内堀、桐ノ丸西側の調査を予定している。また令和5年度の調査箇所のうち136・137石垣については、当初測量を行わない予定であったが、名古屋工業大学の濱田准教授より一部に古い石垣が残っている可能性があるとの指導を受け、測量を実施した。令和6年度以降については、濱田准教授ならびに調査整備委員会の指導を基に調査方法を定める予定である。

業務内容は、これまでカルテ作成と簡易カルテの作成としていたが、今後は簡易カルテ作成としていたものを石垣カルテ作成とし、カルテ作成としていたものを石垣測量＋石垣カルテ作成という形で用語の整理を行った。

石垣カルテの修正については、全体的な修正として石垣台帳の名称を石垣カルテに変更した。そのほかの修正として、石垣部位をこれまでは本丸郭のように「郭」をつけて記載していたが、今後は「郭」を削除することとした。また、石垣の高さと隅角部の項目について、石垣の位置を左右ではなく東西南北による表示に変更したほか、編年の項目に濱田准教授による年代調査の結果を記入することとし、現在記載されている内容は、特記事項に移動させるなどの修正を行うこととした。また健全度表の危険度の項目を削除し、「文化財石垣耐震診断指針」、「文化財石垣予備診断実施要領」、「文化財石垣対処方針作成要領」における予備診断、基礎診断、専門診断の結果を記載することにした。石垣カルテの作成が終わっている石垣の石垣予備診断を来年度から試行的に実施する予定である。また、石材の破損状況の基準については、次年度の委員会にて現地確認を実施した上で修正を行いたい。

石垣の年代調査については、令和5年度は天守台と本丸内で古い石垣の範囲と積み直しが行われている範囲の記録、積み直しの時期の検討、加工痕等の痕跡記録を行った。令和6年度は本丸と縦ノ丸で調査を実施する予定となっている。

委員①：これまでも犬山市の基準で石垣の危険度を調査しているのではないかと。

事務局：これまでは危険度として作成していたが、犬山城の特性も踏まえたほうが良いとの意見があり、これまで危険度としていたものは石垣の破損状況を示した表として、文化庁の指針に沿った診断結果や立地も踏まえて対処方針を検討していく予定である。

委員①：予備診断は早いうちに実施した方が良い。文化庁の耐震マニュアルは一方向によるものにする

ぎず、本来はいろいろな選択肢があるため、十分に検討し、それぞれの城の都合や特徴を十分に踏まえた上で慎重に考えてほしい。

委員長： 予備診断は誰が行うのか。

事務局： 診断自体は基本的には自治体職員が行うことになっており、中野が実施する予定である。石垣カルテが作成されていることが前提であるため、カルテを用いて現地を見ながら実施する。

委員長： 人による判断となるため、判断がぶれないように基準等を事前に確認した方が良い。担当の方が予備診断を行い、その評価でいいかどうかの確認を取った方が良いのではないかと。

事務局： 破損状況の考え方や測量が必要かどうか等も含めて見ていただきたいと考えており、予備診断の評価の確認を是非お願いしたいと考えている。

委員長： カルテ作成と測量を分けたとのことだが、測量がどのような測量なのかをきちんと記載した方が良い。

委員①： 具体的にはどのような測量になるのか説明いただきたい。

事務局： 測量は3次元計測を実施し、それに基づきオルソ、点群データ、立面図、附番図、横断面・縦断面を作成する。

委員②： 現在実施している測量については、調査から年数が経ち、孕みが出てくる場合なども考えられるが、そのような事態も視野に入れた測量という理解でよいか。

事務局： 3次元計測により座標軸を持ったデータ取得が可能となるため、予備診断を行った結果、経過観察が必要と判断された場合には、そのようなことにも使用できると考えている。

委員②： 一定の期間を置いたのちに、再び使用するというのも考えているということか。

事務局： そのとおりである。

委員長： 委員②の質問は、孕み部分が動いているか動いていないか確認が必要なのではないかという質問である。3次元測量を実施した石垣の中から定期的に測量する必要がある石垣を選定し、測量を実施する。その定点観測の方法についても、すべて3次元測量を行う必要があるのかどうかなど、定点観測の方法も状況に合わせて、変動があるかないかを見ていく。測量と合わせて定点観測する場所を決めていくことになると思う。

委員長： 石垣調査は株式会社アコードが3次元測量を実施しているが、今後も同じ会社が実施するのか。

事務局： 年度ごとに入札で決めていく。

委員長： 実施する業者が違って、精度は保たれるのか。

事務局： 3次元測量についてはいろいろな会社が行っており、そこまで特殊な技術ではないと考えている。

委員長： 3次元測量は既に実施されているが、これまでも業者が変わることはあったか。その際、精度の差はあったか。

委員①： 来年度も測量が実施されるが、業者が変わった場合にデータの整理がどうなるのかという不安はある。データは犬山市で管理すると思うがデータの変形等、加工などについて役所の中でチェックすることは難しいか。

事務局： 業者が変わった際も精度は問題はなかったと考えている。データはいつでも見れるようになっているが、データの変形や加工は現状では難しい。

委員長： 3次元測量のデータは毎年成果品として業者から提出されるため、データの蓄積は犬山市にあるが、特定業者が自社のデータだけでなく、これまで蓄積された他社のデータと合わせて検

討することは可能か。犬山市の職員が作業はできなくてもデータの蓄積があるため、その蓄積されたデータを使用して業者に検討してもらうことはできるということで間違いはないか。

事務局：蓄積されたデータから新たな検討をすることは可能ではあると考えているが、データの加工はパソコンの処理能力なども必要となってくるため難しい部分もある。今後はこれらのデータを用い、防災にどのように活かしてくるかが問題になってくると考えている。契約手法については随意契約が可能かどうか検討する。

## (2) 石垣修理について

事務局：令和4年度に発生した七曲付近と弓矢櫓付近の石垣崩落箇所の保護工事実施に向け、令和5年12月に承認いただいた「史跡犬山城跡石垣崩落箇所保存工事実施設計委託業務」について契約を行い、図面を作成した。七曲付近については、崩落箇所周辺も含めて碎石土のうを3列設置する計画となっている。石垣の崩落箇所が天端付近であり、地質が岩盤であるため杭を打つことが難しく、東西で高低差もあるため土嚢の列を少なくした場合、土嚢が倒れる可能性があるかと判断した。

弓矢櫓南側付近については、周辺の石も不安定な状態であるため、石垣全体を土嚢で覆う必要があるが、急斜面のため、土嚢を固定することが困難であると判断し、土留めとして傾斜が緩やかな部分に、約5cmの支柱杭を約50cmの深さに打ち、その前面に鋼板を設置する予定となっている。

本工事に係る現状変更許可申請の必要性について愛知県から文化庁に確認したところ、き損届を提出しているため、杭を地面に打つことを含めて復旧届の対応で良いとの回答があった。工期は3か月を予定しており、令和6年度の早い段階で工事発注を行い、令和6年度前半には工事を完了したいと考えている。

委員①：非常に嚴重な対策をしていると思う。七曲付近の石垣に対しては3重積みになっているが、土嚢の安定性は大丈夫か。

事務局：碎石土嚢であるため、自重で問題ないと考えている。

委員①：石垣の8割程度を覆うような形で、石垣が欠落している部分にも碎石土嚢を積む予定か。

事務局：石が抜けている部分も碎石土嚢を積む予定である。

委員①：弓矢櫓付近において土留めを設置するのは非常に良いと思うが、土嚢をもう少し上のところで収めることはできなかったのか。検討している位置まで下ろしてこないといけなかったのか。現状の案では、石垣を前から見た時に土嚢が非常に目立ってしまうのではと感じた。できるだけ最小の面積で抑えた方が見た目には良いのではないかと思う。

事務局：急斜面では土嚢の安定性に問題がある関係上、斜面が緩やかになっている場所に土嚢を設置することとして今回の図面の箇所を想定していた。再度確認する。

委員長：立面図では七曲登城路が急勾配で描かれており、このような急勾配のところに土嚢を積むと読めるが、断面図との整合性は取れているか。断面図ではかなりの幅があり安定しているように見えるが、立面図では非常に急勾配に見え、このような急勾配で土嚢が積めるのか疑問である。このような状態だと、弓矢櫓のように杭で止めたほうが良いのではないか。

事務局：平面図では今回土嚢を置く部分の標高が約79mから約76.5mで比高差が3m程度あり、立面図でも3m程度下がっていることから、図面としては合っていると判断した。弓矢櫓と同様に土留めが必要ではないかという点については確認する。七曲については地質が岩盤であるため杭が打てないという状況であるため、別の方法で抑える必要があるかどうか、必要であればどのような

方法があるかも含めて再検討する。

委員 長： 上は段切りになって良いが、下が一直線で急勾配になっている。設置する面がそもそも急勾配であれば、土嚢が滑ってしまうため設置できないのではないかと。施工可能な図面にしないと発注できないのではないかと。

事務局： 確認させていただく。

委員 ②： 写真を見ると、崩落した部分は石垣の隅角部に見えるが、立面図は写真の撮影箇所を合体させたものなのか、平面だけを見たものか。

事務局： 曲がった部分もすべて描いている。

委員 ②： その場合、立面図の B、C は石垣の隅角部という理解でよいか。正面からと右からの 2 つの図面があったほうが良いのではないかと思う。

事務局： 写真では隅角部の角があるように見えるが、シートが石垣に直接かからないように棒を出しているため、実際はそこまでの角度があるわけではない。石垣が二面あるが、かなり緩い接し方になっており、その両方を描いている図面にはなっている。もっと引きの写真があればよかったと思う。

委員 ②： 図面には石垣が途中まで描かれており、図面端の横側も石垣は存在しているが描かれていないという理解でよいか。その場合、現在描かれている石垣をより広く表現しないと、現地に石垣が積んであるということが正しく伝わらないのではないかと。図面を省略しすぎて、かえって分かりにくくなっているのではないかと思う。

事務局： 図面の見直しを行う。

委員 長： 立面図に描いた石垣の右側にも実際には石垣が存在するため、工事に関係するところはある程度描き加えていく必要がある。さらに七曲登城路を単純に一直線で描くのではなく、現状に合うように描くこと。断面図においても、横断面にも縦断面にも土嚢が積めるというような図にしなければならぬ。立面図を見ると、少なくとも土嚢が積めるようには見えない。これでは発注する図面にならないため、図面の修正をお願いする。

事務局： 承知した。

### (3) 大手門の復元について

事務局： 犬山城大手門枅形跡である犬山市福祉会館跡地は、史跡の追加指定候補地として、令和3年度に実施した発掘調査の成果に基づき追加指定範囲について審議を行い、敷地全体を史跡追加指定した上で、どのように整備を行っていくか検討している。福祉会館跡地については、犬山城市管理委員会でも審議を行っているが、追加指定した場合は、集会機能を持つガイダンス施設の設置ができなくなるため、城下町の既存施設を改修し、会議室を確保するというご納得いただいている。1月29日に実施した管理委員会にて福祉会館跡地の整備イメージについて意見を伺ったところ、大手門の復元的整備という考え方が示されたことから、復元の可能性について協議することとなった。文化庁の見解は、復元あるいは復元的整備のどちらにおいても、遺跡の直上に再現するため、遺構が確認されているということが前提条件となり、XYZ全ての座標がわからない状態で史跡指定地において復元を行うことは遺構復元とは言えず、復元対象物の原位置がわからない場合には、何らかの調査を行うべきと考えるが、その点については有識者の意見をよく聞いてもらいたいという回答であった。

そのため、本日の委員会に先立って、委員の皆様にご追加調査による更なる情報取得の可能性について相談させていただいた。その結果、麓委員長からは、古写真の解析により写真に写

っているものの位置関係や、大手門の軒丸瓦の枚数等から規模等がわかるのではないかと  
意見と、移築されて現存している同種の高麗門の調査により、門の仕様がわかるのではないかと  
いう意見をいただいた。また、発掘調査により大手口と大手門の間の橋の橋脚部分が見つかれ  
ば、橋の位置と幅がわかり、大手門の南北方向の位置が決まる可能性があるほか、大手門の両  
脇の石垣の根石等が検出されれば、門の東西方向の位置がわかる可能性がある。このような調  
査を通じて、門のおおよその位置はつかめるのではないかと意見をいただいた。

委員②からは、門の位置が分からないのであれば発掘調査を行うしかないのではないかと  
いう意見があり、橋の橋脚については、堀底以外にも堀の斜面部分に打たれている可能性もある  
ことから、堀底であれば6～7m 下ということになるが、斜面の途中であればそこまで深く掘らなく  
とも遺構が検出される可能性もあるのではないかと指摘があった。

副委員長からは、復元ができない場合には復元的整備という選択肢があるものの、実際に認  
められた事例は非常に少なく、遺構の直上に建てるのであれば、遺構の絶対保存と耐震強度  
等の法的な制約が両立できるかということが克服すべき課題であるという指摘があった。

以上の意見を元に、鳥取城での写真解析を実施した文化財コンサルタントにヒアリングを行っ  
たところ、鳥取城では復元対象となる門のアングルの異なる写真が3枚あり、写真に写る石垣等  
が現在も残っている状態であったため、現地の3次元測定の結果と写真分析の結果を照合して、  
門や石垣の位置関係、規模等を特定し、復元図の作成を行うことができた。一方で犬山城の場  
合は写真が1枚しかなく、写真に写っているものが現地に残されていないため、写真解析を行っ  
た場合にどこまでの成果が得られるかは不明であるという回答であった。

絵図については、犬山城白帝文庫から提供いただいたものを分析しており、今日はその中で  
石垣の高さや延長がわかりそうな部分を抜粋してお示ししている。「この御石垣高さ二間、巾三  
間一尺、両方とも残らず孕む」とあるが、これは門の奥行方向の幅が三間一尺であるという解釈  
で良いのか。次に「石垣高さ一丈一尺、門脇石垣長さ三間三尺」と書かれているが、「門脇石垣」  
というのは門の奥行方向を指しているのかの2点についてご指導いただきたい。また大手口の  
規模について描かれている絵図等もあるため、発掘調査でポイントとなる遺構が検出できれば、  
門のおおよその規模や位置特定ができるのではないかと考えている。

発掘調査については、調査候補地①は橋の西側部分で、令和3年度の発掘調査では大手  
口の角に該当する部分の調査を実施したが、絵図に描かれている橋の土台となる石垣は確認  
されなかった。この時は地表面から3mで掘削を止めたが、かなり攪乱を受けていることを確認し  
ており、今後さらに深くまで調査することで、石垣や橋の橋脚部分が検出される可能性もあると  
考えている。調査候補地②は福祉会館の地下室が存在する場所と現在フェンスが設置されて  
いる場所の間で、桁形南側の石垣の根石が存在していた場所ではあるが、浅い位置にある遺  
構のため、残っている可能性は低いと考えている。

委員 長： 鳥取城の場合は、門の両脇の石垣も礎石も残っていたため、柱間寸法と柱が建っていた位置  
はわかっていたが、高さ方向が分からなかったため、古写真を基に写真解析を行った。大きさを  
正確に表すためには基準となる寸法が分からなければならない、鳥取城の場合は基準となる寸法が  
あった。犬山城の大手門の場合は、唯一寸法が分かるのが屋根に葺かれている瓦で、犬山城  
に関連している丸瓦はある程度量も残っており、寸法も分かるため、丸瓦が何本配置されてい  
るかという点から門の正面の全長がある程度分かり、門の規模もある程度分かってくることになると  
思うが、門の位置の特定は写真分析ではできない。そのため橋脚が掘立柱であったとすれば、  
柱根が残っている可能性があり、柱根が残っていれば、2本の橋脚の中心が橋の中央となるだ  
ろうから、その延長で門の中央を判断する材料になるかもしれない。また、古写真に写っている  
石垣の根石の位置が分かれば礎石が据えられているほど正確な位置ではないが、ここに建って

いたということはわかる可能性がある。そのような趣旨で今説明があった位置の発掘調査をしようと考えているということでしょうか。

事務局：他に調査すべき手だてがあれば教えていただきたい。現在検討しているのは古写真解析、絵図の調査、そして発掘調査である。これら3つの方法を実施しても、礎石が残っているわけではないため正確な位置は得られない。このような状況で、復元検討委員会の俎上に上がるのかどうかも分からない状態である。

委員長：大手門は石垣の間に挟まれた門であるため、門の両脇の石垣もある程度復元が必要である。将来的には橋の復元という話にもなってくるかもしれないが、復元するとなると、門だけぽつんと建て、「復元しました」では済まないのではないかと。鳥取城については、現在石垣しか残っていないが、天守相当の3重櫓があり、当初はその櫓を復元したいといっていたが、櫓台には復元できるだけの資料、地下遺構がないので、最も復元の可能性があった、石垣に挟まれた礎石痕が残っていた中ノ御門表門を復元した。擬宝珠橋についても木造の橋の橋脚の柱根が残っていたため橋脚の位置が特定でき、さらに古写真もあったため復元することができた。それだけではなく大手登城路全体を復元しようということで、擬宝珠橋、中ノ御門表門、その奥の枡形、櫓門、太鼓御門、これらを全て復元しようとしている。これらは復元的整備ではなく、最初から復元として行い、復元検討委員会で認められるまで相当の時間がかかった。最初に擬宝珠橋、次に中ノ御門表門を復元し、現在、櫓門を復元しているところである。それが終わると太鼓御門も復元する予定であり、太鼓御門も復元検討委員会を通過している。このように段々と復元されていく中で、市民の希望が元々高かった天守相当の三重櫓の復元についても検討を始めているところである。

それに比べて犬山城の場合は、大手門復元のために必要な礎石が残っていないという点が決定的に弱く、門の位置と大きさについて、大体これぐらいで収まるというところで復元検討委員会が通るかどうかが。大原則として復元検討委員会を通らなければ復元できないということになる。

委員②：既存の施設による攪乱が激しいため期待しづらいというところが正直な感想であり、門付近の構造とそれ以外の場所の違いを見出すということが可能性があるのではと考える。運が良ければ橋脚等も検出できるかもしれないが、この堀は非常に深いため堀底の調査は現実的ではないと思う。それほど高い橋脚を据えるものなのか。

委員長：堀が深くても、橋を架けようと思ったら高い橋脚を作らざるを得ない。例えば、彦根城の天秤櫓の前の橋はかなり高い。

委員②：令和3年の発掘調査の1トレンチで堀の深さは確認したが、南北方向のこの堀が同じ深さであったかどうかはまだ確定したわけではなく、トライする価値はあると思う。また、どの程度地表が残っているかについては、堀底、堀の法面、堀付近の地面の3点の中から何かしらのヒントを見つけるといことしかないのでないか。

文化庁が認めるかどうか分からないが、狭い調査面積では手掛かりとなる遺構が仮に見つかったとしても認識できないケースもあるため、可能な限り広い範囲を調査し、門あるいは橋に関連する施設であることが、客観的に認められるような状況が確認できた時に初めて議論ができると思う。

事務局：調査候補地①、②を提案したが、委員②のご指摘からすると、調査範囲をもう少し広げる必要があるという理解で良いか。

委員②：手がかりがすぐに出るような状況であれば、調査範囲は狭くても問題ないと思うが、過去の調査状態を見ると、やはり手がかりが少ない気がするため、広い範囲を調査した方が無難ではないか。

事務局：調査範囲を広めに設定しておき、遺構が出てくれば、それ以上は広げないということもできる。

委員 ②： 恐らく礎石のような、はっきりとしたものが出てくる可能性が高ければ、ピンポイントの調査でもよいが、全体的な位置付けの中で、出てきたものをどのように評価するかということについて意見が分かれ、結局決めることができない可能性もあるため、できるだけ情報は多い方が無難ではないか。

委員 長： 黄枠部分は遺構が滅失しているということであるが、堀底のもっと下まで滅失しているのか？

事務局： 黄枠部分は旧福祉会館の地下室であった部分であり、解体工事中に地下室の床を一部研って調査した際に、床面の下に二段程度の石積みを確認しているため、地下室の下にわずかながら残っている可能性はあるが、調査の際にはもう一度掘って地下室の床面のコンクリートを研る作業が必要になる。

委員 長： 1トレンチで堀底の深さは確認できているか。

事務局： できていない。6.5mまでは掘削したが、湧水が発生したこともあり止めている。

委員 長： 堀底と地下室の床面の絶対的な高さ関係は分かるのか。

事務局： 地下室の床面よりも堀底はさらに下になる。

委員 長： 橋脚は残っているかもしれないが、地下室の床面を撤去しなければいけないから、調査が難しいと。

オブザーバー①： 史的に許可ができるかということに対する考え方としては、文化庁に確認が必要ではあるが、地下室で6mまでは滅失しているのであれば、調査のために段を付けたり、勾配を作らないといけないため、そういうところを利用して勾配をつけていくのであれば、史跡の価値に影響はないという考え方ができるかもしれない。

委員 長： 前回の調査でそれほど深く掘っていないのであれば、橋脚だけでなく橋台の石垣も残っている可能性もあり、一番可能性があるのは調査候補地①であるが、何も出なければあきらめるしかない。

委員 ②： 堀底まで掘ろうとするとかなり深いため、調査ヤードは十分に確保し、万が一のことがないように配慮をして欲しい。

事務局： 端に近い橋脚であれば堀の斜面に打たれるため、浅いところに出てくる可能性もある。

委員 長： 通常、堀底と橋台の石垣の間に橋げたが架かり、橋脚は堀底から立ち上がるため橋脚は堀底の際に打たれる。そのため堀の斜面には橋脚は打たないと思う。

委員 ③： 場所によって深さが微妙に違うと思うので、少しは掘ってみた方がよいのではないか。

事務局： 水が湧くと調査は難しくなる。

委員 長： 鳥取城の場合も堀の水を止めて調査した結果、堀底に柱根が残っていた。

委員 ②： 水が湧く状態の方が残っている可能性が高くなるが、工法の問題を検討しなければならない。

事務局： 委員の皆様の意見をまとめると、調査区としてやれるところは調査区①と調査区②であり、調査範囲と深さをどうするのかについては検討が必要である。発掘調査はできるが結果として何が出てくるかはわからない。門の南北方向の位置は確認できるかもしれないが、東西方向の位置は難しいと思われるが、大手門の復元を目指すなら調査をやってみる。この 2 か所の調査を実施すれば、何かしらの情報は得られるとみられるだろうと。

委員 長： 高麗門の復元のための位置検討ではあるが、高麗門の復元まではいかずとも、提案された調査を行うことにより石垣や橋台の石積みの根石が分かるということが成果となり、大手門枳形跡の整備のための情報がより得られるということにつながる。門が復元できなかったからといって全く無駄なことをやっているということにはならない。

事務局： 今後、管理委員会での議論もあり、そういった中で考えを整理したい。最終的に発掘調査をして復元を目指していくのか。その折々で委員皆さまにご相談させていただく。



#### (4) 史跡犬山城跡整備基本計画について

事務局：第1章～第5章は、令和4年度第3回の委員会資料として提示したものに一部修正を加えたものであり、主な修正点として計画期間を追加した。また、計画対象範囲のところ、追加指定候補地の旧大手門まちづくり拠点施設については、当面の間民間に貸し出し、建物を存続させる予定であることは、令和4年度第2回委員会で説明した。契約は10年間であるが、最長30年まで更新可能と決定したため、10年間という計画期間と照らし合わせて、本計画における計画対象範囲からは除外させていただく。ただし、史跡の追加指定候補地であることには変わらないため、今後も遺構の保存を継続して行き、一体的に考えるべきという意見をいただいているため、今回の計画策定にあたっては、将来的な追加指定を想定して臨んでいく。

6章について、全体計画のゾーニングの案をお示しさせていただいた。前回の委員会でも所有者である針綱神社と三光稲荷神社への説明についてご質問をいただき、その後2回お伺いして説明を行った。犬山城が現在に至る変遷の中で付加された史跡と一体となすものとして位置付けており、そういった活動等は尊重し、史跡の活用に伴う積極的な整備の対象とはしないが、石垣や建造物跡等の保存のために必要な整備はさせていただく可能性があること、石垣カルテの作成等の調査の実施と、緊急避難時の経路としての活用などはさせていただきたいということについて説明を行い、了承を得た。また a. 縄張実感地区の中の遺構保存地区に神社有地が含まれていることについてもご説明し、保存活用計画の史跡の現状変更の取扱方針について、再度ご確認いただいた。

地区区分については、神社と白帝文庫の位置づけを明確にすべきという指摘を受けていたことから、遺構保存地区における位置づけを明確に記載することで再整理を行った。Cの犬山城入口地区については、犬山市福祉会館跡地の部分となるため、現在検討中という表示をしている。遺構保存と環境保全計画の発掘調査に係る計画と建造物の復元計画については、来年度検討予定となっている。

史跡の公開に関わる部分については、城山東側・西側の切岸等が見られる場所を、常時公開は難しいが、募集を行い、人数と時間を限定した上で係員が案内する公開を検討している。この公開では針綱神社の参集殿後ろを通るため、針綱神社に対して説明を行った。また、千田副委員長からご指摘のあった本丸東側、西側の石塁上、天守台石垣へのアクセスについては、スロープの設置等によるバリアフリー対策を検討していく予定となっているが、スロープの勾配が5%以下という基準があり、1m上げるのに20mのスロープが必要となるため、係員による補助を行う等のソフト面での対応も併せて検討する。

天守前雨除けテントについては、以前から課題にはなっており、良い解決策を模索しているが、現時点では見いだせていない状況で、複数の城の事例を提示した上で、委員の皆様から良い事例や案についてご指導いただきたいと考えている。会議時間の関係上、整備基本計画に関するご意見等については、メールや電話等でもいただきたいと考えている。

委員長：整備基本計画はまだ完成していないため、引き続き作成を進めていただき、内容については来年度検討でも良いのか。

事務局：来年度検討をお願いしたいと考えている。

#### (5) 令和6年度 犬山城関連主要事業(案)について

○事務局より、令和6年度に実施予定の主要事業(案)のうち、協議事項に含まれていない犬山城城郭内の樹木剪定・伐採及び犬山城天守高欄修理工事について説明した。

事務局：樹木の剪定伐採については、夫婦樟の左側の1本の剪定及び杉ノ丸東側を中心とした支障

木の伐採を実施する予定である。

犬山城の天守高欄修理工事について、天守4階の高欄の束や地覆部分に腐朽が生じており、部材の割れや緩みが生じている。1月11日に麓委員長に現地確認をしていただいたところ、高欄は東西南北の4面で構成されているため、人が寄り掛かった程度で外れることはなく、強度は保たれているということであった。しかしながら、現状のままでは腐朽が進行していくため、令和6年度に高欄部分の解体修理工事を実施することとした。工事の方法としては、一旦高欄の部材を解体し、腐朽部分や腐朽による脱落部分の埋木、矧木修理を行い、防腐剤を塗布したうえで組み直す想定をしている。解体修理工事の施工方法や施工時期について、麓委員長に指導を受けながら検討を進め、来年度の調査整備委員会でもご報告し、ご指導をいただきたいと考えている。

委員長：高欄の修理を行うということであったが、埋木、矧木修理をただけでは、すぐに腐ってしまう部分が出てくる。そのため地覆部分には、上に銅板を巻くなどして、雨水が内部に入っていないようにした方が良い。前回の修理からそれほど時間が経たずに腐朽しているため、もう少し耐用年数を延ばすような措置を講じた方が良い。

オブザーバー②：インバウンドの増加により登城者の数も増えている。それに伴い、天守の老朽化も激しくなっているため、この件を一番に議論すべきではないのか。犬山城天守があつてこそだということを念頭に置いて議論していただきたい。

委員長：復元の前に、今ある国宝天守や史跡を保存することが一番重要であるというのはおっしゃっておりである。

オブザーバー①：復元も大変な課題であると思うが、犬山城全体として、国宝天守及び史跡の保存活用計画があつての今回の整備基本計画である。今後もいろいろな観点からご議論いただき、よりよい国宝天守ならびに史跡の整備基本計画を検討していただきたいと考えている。

#### ○その他

- ・本委員会の任期が3月31日までとなっており、4月以降の本委員会への再任についてもご承諾をいただいたため、4月1日付で委嘱状の手続きを進める予定。
- ・令和6年度第1回目の調査整備委員会は7月頃を予定しており、改めて日程調整をさせていただきます。

#### ○本会議での審議結果

- ・石垣カルテの修正については承認し、来年度の委員会で予備診断の試行結果や破損状況の基準、調査方法について現地での協議を行う。
- ・石垣保護工事について、本委員会での指摘事項を修正した上で、修正図面をメールや電話で委員へ連絡し、合意を得たうえで発注を行う。
- ・大手門の復元に向けた調査については、犬山城管理委員会の意見を踏まえて検討する。
- ・史跡犬山城跡整備基本計画については、来年度も引き続き検討する。ご意見があればメールや電話でいただく。
- ・犬山城天守高欄修理工事については、解体修理に加え、地覆部分に銅板を巻くなど耐用年数を伸ばす措置を検討する。